平成２７年（フ）第３０号
長野県上田市真田町本原1733番地
債務者　小金美佐恵
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第６号
岐阜県高山市宗猷寺町44番地
債務者　古橋　美樹
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
滋賀県東近江市沖野５丁目10番25号
債務者　川副　栄造
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１２２号
神戸市中央区加納町２丁目９番２号　ヤマウラ77―601
債務者　武藤美知代
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６２号
神戸市須磨区関守町１丁目３番８号　グリーンバレー須磨Ｂ―11
債務者　相原　義宏
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５号
大分市大道町３丁目２番10号　アルファコート大道203
債務者　衛藤　幸子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６４号
大分市大字奥田475番地の10
債務者　花木　石男
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８１号
大分市西新地２丁目６番12号　コンフォール大洲703
債務者　田中　靖久
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８４号
大分県臼杵市大字市浜1008番地の３　84―１Ａ―１―12号
債務者　金澤　智美
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４８号
宮崎市大字本郷南方4530番地37
債務者　甲斐　大地
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６６号
宮崎市北高松町１番２号　丸真ビル102号
債務者　梶塚　文也
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９号
宮城県角田市鳩原字瀬ノ木橋96番地２
債務者　渡辺　麻美（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第３２号
福井市開発２丁目1306番地３
債務者　川上　賀代（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４４号
福井市水越２丁目305番地　ハイツ水越Ａ棟101、旧住所福井市若杉１丁目2102　コーポ五反田102号室
債務者　森岡みつ子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
福井県鯖江市鳥羽１丁目10番21号　ザ　レジェンド406、旧住所福井県鯖江市御幸町１丁目２番55―４号　ヴァン・ヌーベル205
債務者　續池　幸晴
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５５号
福井市三郎丸町第25号７番地16
債務者　髙道　康子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５６号
福井市三郎丸町第25号７番地16
債務者　髙道　一徳
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係